

山北町観光協会会則

山北町観光協会

山北町観光協会会則

(目的)

第1条 本会は、観光事業の振興と健全な発達を図ることを目的とする。

(名称及び事務所の所在地)

第2条 本会は、山北町観光協会と称し、事務所を山北町山北1840-15番地に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する情報及び資料の収集、調査研究。
- (2) 観光地の紹介、宣伝及び観光客の誘致。
- (3) 観光施設の設置及び管理運営に関する指導。
- (4) 観光に関する行事の実施。
- (5) 観光事業に関する講習会、講演会の開催。
- (6) 地場観光産業の開発指導及び宣伝紹介。
- (7) 観光関係団体の育成指導。
- (8) 収益事業の実施。
- (9) その他本会の目的達成のために必要な事業。

(会員の資格及び加入)

第4条 本会の会員は、観光に関係ある個人及び団体と本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

- 2 前項の規定により本会に加入しようとする者は、加入申込書を本会に提出し役員会の承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、資格を喪失する。

- 1 本人から脱会届を本会に提出し役員会の承認を得たとき。
- 2 会員としてふさわしくない行為があり、総会の議決により除名されたとき。

(会費)

第6条 会員は、毎事業年度の8月の納期までに会費を納入しなければならない。

- 2 会費は1口年額3000円とする。
 - (1) 正会員の口数は5口以上とする。

(2) 特別会員の口数は5口以上とする。

(3) 賛助会員の口数は2口以上とする。

3 正会員とは、主として観光業に関連する者。(旅館・民宿・キャンプ場・商店・食堂等)

4 特別会員とは、各種組合・団体・観光関連企業等(交通・旅行会社)・学識経験者・会長が特に認めた者。

5 賛助会員とは、上記以外の者で協会の主旨に賛同する者。

6 会費の払込み方法は、各種団体にあつては一括納入する。但し、個人会員にあつては直接協会に納入する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 2名
- ③理事 21名以内(会長、副会長を含む)
- ④監事 2名

2 役員任期は2年とし、再任は妨げない。補欠により選任されたものは、前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任または任期満了においても後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(役員選任)

第8条 役員は別表1の選出母体割に選ばれた役員候補者の中から選出し、総会において承認を得るものとする。

ただし、会長及び副会長にあつては会員の中から選出することができるものとする。

2 役員は別に定める推薦委員会の選考により選出する。推薦委員会の細目については、役員会で定める。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、本会の運営に関する重要事項を審議し、その会務を掌理する。

4 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。なお、役員

会で意見を述べることができる。

(顧問)

第10条 本会は山北町長（以下「町長」という。）を顧問として置くほか、必要に応じ、他の者を顧問として置くことができる。

- 2 町長を除く顧問は、役員会決議を経て総会において承認を得るものとする。
- 3 顧問の任期は、町長にあって在任期間とし、他の者については新たに選出された会長の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会とし会長が召集する。

- 2 総会の議長は、会員の中から選出し、役員会の議長は会長があたる。
- 3 総会は毎年5月に開催し、次の事項を決議する。臨時総会は、会長が必要と認めるとき召集する。
 - (1) 会則の変更に関する事。
 - (2) 会費の金額及び払込み方法に関する事。
 - (3) 役員を選任。
 - (4) 事業計画、予算、決算の決定又は承認。
 - (5) 会員の資格喪失に関する事。
- 4 役員会は、必要に応じ開催し次の事項を討議する。
 - (1) 総会に提出すべき事項。
 - (2) 総会の決議によって委任された事項。
 - (3) 会員の加入及び脱会の諾否。
 - (4) 本会の運営に必要な事項。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項。

(議事)

第12条 会議の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ議事を開いて、議決することができない。但し、総会においては会員が記名押印した書面（委任状）をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第14条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過及び結果を記載し、議長及び出席した会員の2人以上が署名しなければならない。

(専門部会)

第15条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るために必要と認めるときは、役員会の議決を経て専門部会を置くことができる。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 会計 1人
- (3) 書記 若干名

- 3 事務局長は会長が任免し、会長の命により庶務を統轄する。

- 4 会計は本会会計事務を司る。

- 5 書記は事務局長の指揮を受け庶務を処理する。

(会計)

第17条 本会の運営は会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

この会則は、昭和54年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月31日から施行する。

別表1（第8条関係）

山北町観光協会役員選出母体割について

選出母体	割当
山北町商工会	2
中川温泉旅館組合	2
丹沢湖観光連絡会	3
山北三業組合	2
三保地域振興会	1
清水地区振興協議会	1
共和地域振興会	1
富士急湘南バス(株)	1
かながわ西湘農業協同組合	1
(財)山北町環境整備公社	1
山北地区	1
向原地区	1
岸地区	1
山北町	1
計	19

山北町観光協会表彰規程

第1条 この規程は、山北町観光の振興に功労があったものを表彰し、健全な観光の発展を促進することを目的とする。

第2条 この規程により、次の各号の1に該当する個人又は団体を表彰する。

- (1) 観光資源保護、観光環境保全及び観光地美化について功労があった者
- (2) 観光道德の向上及び普及について功労があった者
- (3) 観光客の接遇の改善及び向上に功労があった者
- (4) 観光土産品の新規考案、改良及び普及について功労があった者
- (5) 観光行事等の企画及び運営について功労があった者
- (6) 観光に関する学術的調査、研究について功労があった者
- (7) 観光に関係のある多額の寄付行為のあった者
- (8) その他観光に関して功労があったと認められるものに対しては、前項の規程にかかわらず表彰することができる。

第3条 表彰は本会理事及び監事等から推せんを受けた者を、本会役員会の詮衡を経て、会長がこれを決定し、毎年定期総会においてこれを行う。

但し、必要に応じ臨時に表彰することができる。

第4条 表彰の方法は、表彰状を用い記念品を添える。

附 則

この規程は、昭和56年3月28日から実施する。

推 せ ん 書

- (1) 観光資源保護、観光環境保全及び観光地美化
- (2) 観光道德の向上及び普及
- (3) 観光客の接遇の改善及び向上
- (4) 観光土産品の新規考案、改良及び普及
- (5) 観光行事等の企画及び運営
- (6) 観光に関する学術的調査研究
- (7) 観光に関係ある多額の寄付行為

氏名（団体名）	生年月日	年齢	住 所	推 せ ん 理 由
			職 業	

上記のとおり推せんします。

年 月 日

山北町観光協会長 殿

住 所

推せん者

氏 名

印